

## 徳島市水道局建設工事請負業者選定要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項及び第167条の11第2項並びに水道局建設工事の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱(以下「審査要綱」という。)に基づき、水道局が発注する建設工事の競争入札及び随意契約について、請負業者(以下「業者」という。)等を公正かつ適切に選定するために必要な事項を定めるものとする。

(業者の資格)

第2条 業者の資格は、次の各号のとおりとする。

- (1) 配水管布設業者の資格は、建設業法に基づく水道施設工事業の許可を受け、徳島市指定給水装置工事業業者であり専ら給水装置工事を業とする者で、給水装置工事に3年以上従事し、相当の実績がある者で、審査要綱第4条の規定により、等級別格付けされた者とする。
- (2) 配水管布設業者以外の業者の資格は、審査要綱第4条の規定による審査を受け、水道局長(以下「局長」という。)が資格に適合すると認めた者とする。

2 前項の規定にかかわらず、随意契約による場合で特別な理由がある場合は、この限りでない。  
(格付け)

第3条 配水管布設業者の格付けは、審査要綱第4条の規定により、建設業法(昭和24年法律第100号)第27条の23第1項の規定に基づく経営事項審査の結果、算定された客観的要素(経営規模、経営状況、その他の評価項目)による総合数値及びこの要綱の特別要素による総合数値の合計により、A、B、Cの3等級に区分する。

2 配水管布設業者以外については、徳島市の格付けとする。

3 第1項に規定する特別要素は、次の各号に掲げる項目とする。

- (1) 審査基準日(審査要綱第4条第2項に定める日をいう。以下同じ。)の属する年度の前々年度以前3箇年間ににおける工事成績
- (2) 審査基準日における厚生年金基金の加入状況
- (3) 経営審査基準日における技術者の雇用状況
- (4) 指名停止及び指名排除の状況
- (5) 保有機械器具等の状況
- (6) ISO取得の状況
- (7) 経営審査基準日における建設業従事職員数
- (8) アドプト事業の参加状況
- (9) 審査基準日の属する年度の前年度以前の3箇年給水装置工事件数

(格付けの有効期間)

第4条 等級別格付けの有効期間は、審査要綱第5条に定める期間とする。

(標準発注金額)

第5条 水道施設(配水管布設等)工事の等級別標準発注金額は、別表のとおりとする。

(業者等の選定)

第6条 一般競争入札について、当該建設工事の標準発注金額、工事経歴等を考慮して入札参加資格の選定をするものとする。

- 2 指名競争入札について、業者の選定は次のとおりとする。
  - (1) 水道施設（配水管布設等）工事の標準発注金額に対応する等級の資格を有する者のうちから地理的条件、工事経歴、工事成績、信用度等を考慮して入札参加業者の選定をするものとする。ただし、必要がある場合には、1級上位及び下位の等級の資格を有する業者から選定することができる。
  - (2) 水道施設（配水管布設等）工事以外の当該建設工事の業者の選定は、徳島市の格付け等を参考にし、工事の種別及び内容等を考慮し選定する。
- 3 前項の規定によるもののほか、工事の内容、その他特殊な事情がある場合は、等級に関係なく選定の対象とすることができる。
- 4 前2項の規定による指名業者数は原則として6業者以上とする。ただし、特別な技術を要する工事等特に理由があると認められる場合はこの限りでない。
- 5 徳島市水道局建設工事等に係る業者選定審査委員会設置要綱第2条に規定する建設工事に係る一般競争入札参加資格及び指名競争入札参加業者の選定については、徳島市水道局建設工事等に係る業者選定審査委員会の審議に諮るものとする。

（業者選定の特例）

第7条 工事で緊急を要するとき、または特殊技術を要するとき、随意契約理由その他特別の理由があるときは、前条の規定にかかわらず業者を選定することができる。

（その他）

第8条 この要綱に定めのない事項については、そのつど局長がこれを定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成19年10月1日から施行する。  
（水道局建設工事等請負業者選定要綱の廃止）
- 2 水道局建設工事等請負業者選定要綱は、廃止する。  
（経過措置）
- 3 この要綱の施行前に行った廃止前の水道局建設工事等請負業者選定要綱の規定による業者選定については、この要綱の相当規定により行ったものと見なす。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成21年6月1日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この要綱の施行前に公告、情報開示及び指名通知した建設工事の競争入札及び随意契約の業者選定については、この要綱による改正前の要綱の規定の例による。

## 別 表

等級	標準発注金額	適用
A	3,000万円以上	
A B	1,000万円以上～3,000万円未満	
A - 4 業者 B	800万円以上～1,000万円未満	(A - 4 業者)に関してはA等級上位から4業者毎の順序で交替により循環させ指名する。
B - 4 業者 C	500万円以上～800万円未満	(B - 4 業者)に関してはB等級上位から4業者毎の順序で交替により循環させ指名する。
C	500万円未満	